



岐阜県剣道道場連盟規約

岐阜県剣道道場連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、岐阜県剣道道場連盟（以下「本連盟」という）と称する。

第2条 本連盟本部は、第26条に記す事務局内に置く。

(組織)

第3条 本連盟は、岐阜県下において主として青少年に剣道を指導する道場、剣道クラブ及びスポーツ少年団等を以って組織し、県内少年剣道の統括団体として岐阜県剣道連盟（以下「岐剣連」という）の下部組織になると共に、一般財団法人全日本剣道道場連盟（以下「全道連」という）の組織団体となる。

(目的)

第4条 本連盟は、少年剣道の健全な普及発展と、剣道の錬成及び教養学習を通じ、主として青少年の心身の健全育成に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第5条 本連盟は、第4条に記す目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 少年剣道の発展のための理念に基づく研究、及び指導
- (2) 剣道大会、実践発表会、及び錬成会等の開催
- (3) 少年剣道指導者育成のための各種講習会等の開催
- (4) 上部団体の各種大会への団体及び選手の選考と派遣
- (5) 本連盟加盟団体（以下「加盟団体」という）及び全道連登録会員（以下「登録剣士」という）の表彰、並びに上部団体への各種推薦
- (6) 全道連、岐剣連、及び関係団体との連絡並びに協力
- (7) 加盟団体相互の親睦及び情報交換
- (8) その他、第4条の目的達成に必要な事項

第3章 会員

(会員)

第6条 道場連盟（他府県の道場連盟も含む）が主催及び後援する大会には、第7条に記す加盟団体に所属する第8条に記す登録剣士だけが、所属加盟団体名の下においてのみ、参加できるものとする。但し、会長が認めた特例に関しては、例外とする。

第7条 加盟団体は、第4条に記す目的に賛同し、本規定に従い、次の条件を備えるものとする。

- (1) 社会教育者としての円満なる人格を備え、第4条に記す目的をよく理解し、青少年の健全な成長を総合的に判断できる代表者をおく団体であること。
- (2) 第4条の目的達成を図るための倫理観に不相应な指導者をおかない団体であること。
- (3) 他加盟団体との関係を円滑に保てる団体であること。
- (4) 本連盟が主催する各種事業に積極的に参加及び協力する団体であること。

- (5) 加盟金及び年会費を納める団体であること。
- (6) 所属する小中学生全員が、第8条に記す登録剣士である団体であること。
- (7) 本連盟からの連絡事項を所属する全登録剣士に伝え得る体制が整う団体であること。
- (8) 全道連への連絡は全て本連盟を通して行う団体であること。
- (9) その他、第4条に記す目的に反しない団体であること。

第8条 登録剣士は、第7条に記す加盟団体に所属し、次の条件を備える小中学生とする。

- (1) 岐剣連の会員であること。
- (2) 全道連年間登録料を納めていること。
- (3) 日常生活や小中学生としての日々の学習に支障をきたさない状態で、加盟団体の稽古に習慣的に参加していること。
- (4) その他、第4条に記す目的を目指すにふさわしい小中学生であること。

(加盟登録・加盟金)

第9条 加盟団体登録は、第4条に記す目的を図るにふさわしい団体であること、及び第7条に記す条件を満たす団体であることを総合的に審査し、会長が承認し、加盟を認めるものとする。

第10条 加盟を承認された団体は、次に記す加盟金を第11条に記すその年度の年会費と共に、指定された期日までに納めること。

加盟金…20,000円（全道連への納付金 3,000円・本連盟への納付金17,000円）

(年会費・全道連年間登録料)

第11条 加盟団体は、下記年会費を定例の会員総会（以下「総会」という）までに、納入するものとする。

年会費…15,000円（全道連への納付金10,000円・本連盟への納付金 5,000円）

2. 加盟団体に所属する小中学生の全員は、加盟団体を通じて、下記全道連年間登録料を定例の総会までに納入し、登録剣士となるものとする。

全道連年間登録料（ワッペン代）…1,000円

（全道連への納付650円・本連盟への納付350円）

第12条 途中入団者があった場合、代表者は速やかに本連盟に連絡をし、該当者を登録剣士とすること。但し、会長が次年度からの登録でよいと認めた場合は、例外とする。

(登録剣士の移籍)

第13条 加盟団体間での登録剣士の移籍は、以下のことを守り行うものとする。日々の鍛錬に活動目的の主体があり、大会はその成果を測る場との位置づけに鑑み、本条（3）及び（4）を設ける。但し、会長が認めた場合は、例外とする。

- (1) 登録剣士から移籍希望の申し出があった場合登録元と移籍希望先の代表者で話し合い、移籍による加盟団体間の摩擦を、極力回避するよう最善の努力をする。
- (2) 登録剣士の移籍が生じた場合、移籍先団体の代表者が、移籍登録の旨を本連盟に申し出る。
- (3) 移籍した登録剣士は移籍登録後6ヶ月間、道場連盟が主催及び後援する大会（他府県開催の大会も含む）には出場できない。
- (4) 剣士登録を一度抹消した小中学生に対しても抹消後6ヶ月に満たない場合は、本第13条を

適用する。

(加盟団体の登録抹消及び復活)

- 第14条 加盟団体の代表者、指導者及び登録剣士が刑法及びその他の法令に違反する行為があつて処罰を受け、または、岐剣連、全道連及び本連盟の名譽を傷つけるような行為や、本規約に反する行為があつたと認めるとき、会長は理事会を招集し、当該団体の代表者に弁明の機会を与えた後、審議し、加盟登録を抹消することができる。議事定足数及び表決数(議決定足数)は、第23条及び第24条に準ずる。
2. 前項の規定により加盟登録を抹消された団体の復活については、理事会に諮り、加盟登録を復活させることができる。議決定足数及び表決数(議決定足数)は前項に記す規定に準ずる。
3. 必要がある場合には、上記の結果について岐剣連及び全道連に報告するものとする。

第4章 役員

(役員及び役員数)

第15条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長・・・・・・・・・・1 名
- (2) 副会長・・・・・・・・・・若干名
- (3) 理事長・・・・・・・・・・1 名
- (4) 副理事長・・・・・・・・・・若干名
- (5) 理事・・・・・・・・・・6名以上10名以下とする
- (6) 執行委員・・・・・・・・・・2 名…教育技術指導担当と事務局長を以て充てる。
- (7) 教育技術指導担当・・1 名
- (8) 事務局長・・・・・・・・・・1 名
- (9) 監事・・・・・・・・・・2 名

(役員を選任)

第16条 本連盟役員を選任は、次の順序で行うとする。

- (1) 会長は、加盟団体代表者の中から、総会で選任する。
- (2) 副会長、理事長、副理事長は、この順で、加盟団体代表者の中から、会長が推薦し、総会で選任する。
- (3) 教育技術指導担当、事務局長は、加盟団体代表者の中から、理事長が推薦し、総会で選任する。
- (4) 理事は、できる限り全地区から選出できることに配慮しながら、各地区の加盟団体数に応じて、加盟団体代表者の中から、総会で選任する。尚、会長が推薦することもできる。
- (5) 監事は、加盟団体代表者の中から、会長が推薦し、総会で選任する。但し、会長が認めた場合は、選任者を加盟団体代表者に拘らない。

2. 第15条に記す役員を兼務することはできない。但し、第15条6号、並びに、総会で承認された場合の役員兼務は例外とする。

(役員の仕事)

第17条 本連盟の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、総会及び理事会で決議を受けた事項を総括運営する。尚、理事長は、会長了承の下、この規約に記す会長任務の全てを代行できる。

- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、第22条に規定する事項を協議する。
- (6) 執行委員は、第22条に規定する事項を協議すると共に、本連盟の日常業務を処理する。
- (7) 教育技術指導担当は、第15条5号に記す執行委員を兼務すると共に、講習会及び錬成会等において講師を補佐する。
- (8) 事務局長は、第15条5号に記す執行委員を兼務すると共に、第26条に記す事務局を総括運営する。
- (9) 監事は、本連盟の会計及び会務を監査する。

(役員の仕事)

第18条 本連盟役員の仕事は3年とし、再任を妨げない。但し、補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

2. 各役員は、任期満了後も後任者の就任までは、その職務を行う。

第5章 名誉会長、相談役、顧問

(名誉会長、相談役、顧問)

第19条 本連盟に、名誉会長1名、相談役、顧問を若干名置くことができる。いずれも五役会で推薦し、理事会、総会に諮って会長が委嘱する。それぞれの任期は3年とし、再任を妨げない。

(1) 名誉会長及び相談役は、本連盟の行為全般について、会長の諮問に応える。

(2) 顧問は、本連盟の重要事項について、会長の諮問に応える。

2. 名誉会長、相談役、顧問は、会長の要請により、五役会、理事会及び総会に出席し、意見を述べることができる。但し、表決には加わらない。

第6章 会議

(会議の種類)

第20条 本連盟の会議は、総会、理事会、五役会、執行連絡会とする。

(総会)

第21条 総会は、加盟団体代表者で組織し、会長が招集し、次に掲げる事項を議決する。

(1) 役員を選任及び解任に関する事項

(2) 規約等の改正に関する事項

(3) 予算及び決算の承認に関する事項

(4) 事業計画の承認に関する事項

(5) 五役会及び理事会から付議された審議事項

(6) その他、必要な事項

2. 総会の議長は理事長とし、必要があるときは他の理事を議長として指名することができる。

3. 定例の総会は、原則として毎年4月に開催するものとする。

4. 会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

5. 緊急を要し、総会が開催できない場合には、五役会及び理事会が、総会の決議事項を代行する。但し、事後において総会に報告し、承認を得なければならない。

(理事会、五役会)
第22条 理事会は、第15条に記す全役員で組織する。また五役会は、会長、副会長、理事長、副理事長、及び執行委員で組織する。理事会及び五役会は、必要に応じて会長が招集する。理事会は、次に掲げる重要事項について協議する。五役会は、次に掲げる事項全般について協議する。

- (1) 本連盟の運営に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任に関する事項
- (3) 規約等の改正に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 事業計画及び報告に関する事項
- (6) 本連盟主催各種大会の運営方法に関する事項
- (7) 上部団体の各種大会への団体及び選手選考に関する事項
- (8) 総会の審議事項の付議に関する事項
- (9) その他、必要な事項

尚、理事会は、第14条に基づく加盟団体の登録抹消及び復活を議決する。
2. 理事会の議長は、理事長とし、五役会の議長は、会長とする。

(総会、理事会、五役会の議事定足数)

第23条 総会、理事会、五役会は、各規定数3分の1以上の出席者を以て開催できる。
2. 総会に、加盟団体代表者が参加できない場合は、欠席代表者の委任を受けた該当団体に所属する任意の1名を出席者とみなす。
3. 予め委任状を提出している加盟団体は、委任状を以て出席者とみなす。
4. 理事会及び五役会においては、代理出席及び、前項委任状を認めない。

(総会、理事会、五役会の表決数 [議決定足数])

第24条 総会の議決は、総会出席者により行い、理事会及び五役会の議決は、それぞれ選出された役員により行う。
2. 各会議の議事は、出席者の過半数を以て議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 第23条3号に記す委任状提出者が、その委任状において議決事項に意思を示している場合は、当該議決事項について、前項の議決権数に加える。尚、委任状に特記が認められない場合は、被委任者によりその議決権を行使できるものとする。

(執行委員連絡会)

第25条 執行委員連絡会は、理事長と執行委員で組織し、本連盟の日常業務を処理する。本連絡会は、随時、次に掲げる事項に関する情報を共有し、事項の検討並びに確認及び改善指導をする。尚、重要事項と判断する場合は、理事会及び五役会に付議する。

- (1) 加盟登録費、年会費及び全道連年間登録料に関する事項の検討
- (2) 会員名簿作成に関する事項の検討
- (3) 大会日程及び開催方法等に関する事項の検討
- (4) 上部団体の各種大会へ派遣する団体及び選手選考に関する事項の検討
- (5) 加盟団体及び登録剣士の表彰対象並びに上部団体への各種推薦に関する事項の検討
- (6) 全道連、岐剣連、及び関係団体との連絡並びに協力に関する事項の検討
- (7) 加盟団体相互の親睦及び情報交換に関する事項の検討
- (8) その他、理事会及び五役会で協議すべき事項の検討

(9) 本規約第6条～第14条に関する遵守確認及び改善指導。

(10) 加盟希望団体の第7条に関する充足確認
2. 執行委員連絡会の議長は、理事長とする。

第7章 事務局

(事務局)

第26条 本連盟の事務を円滑に行うために、事務局を設置する。

2. 事務局は、事務局長宅に置く。
3. 事務局長は、理事長の指示により事務局を統括し、事務業務を処理する。

4. 事務局の業務は、次のとおりとする。

- (1) 庶務…事業準備及び本連盟の庶務並びに他役員の職務に属さない事項を担当する。
 - (2) 財務…本連盟の出納及び会員名簿に関する事項を担当する。
 - (3) 窓口…本連盟窓口の業務事項を担当する。
5. 事務局には、事務局員を置くことができる。事務局員は、事務局長等が推薦し、理事長が選任する。事務局員の任期は3年とし、再任を妨げない。
6. 事務局長等は、各業務を兼務することができる。

第8章 会計

(収入・支出)

第27条 本連盟の会計は、次の収入支出を以て充てる。

- (1) 収入…加盟金、年会費、全道連年間登録料、大会協賛金、助成金、寄付金、雑収入、その他
- (2) 支出…全道連納付金、会議費、大会費、役員及び審判員及び審査員派遣費、郵便等通信費、印刷費、慶弔費、広報費、備品費、雑費、事務局費、予備費、その他
 - i) 慶弔規定…代表者0親等には香典、役員及び代表者1親等以内には弔電とする。香典金額については、会長が、適宜協議して決定する。
 - ii) 事務局費…行動費、事務費、移動費、事務局員人件費、事務局通信費等の全てを含み、年間150,000円とする。但し、本連盟ホームページの作成費及び管理費はこれに含まない。

(会計年度)

第28条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 その他

(その他)

第29条 この規約に定めない事項については、理事会及び五役会において協議し、総会で議決する。

附則

1. この規約は、平成28年4月10日に制定、施行する。
[改正]平成30年4月15日 [改正]令和02年4月05日
[改正]令和06年4月13日